

申請日： 令和2 年 1 月 10 日

(宛先) 京都市長

記載例

施設等利用費申請書（請求書）

【認可外保育施設，一時預かり事業，病児保育事業，子育て援助活動支援事業】

子ども・子育て支援法施行規則第28条の19の規定に基づき，施設等利用費の支給について，下記のとおり申請します。

なお，当該支給に係る審査に当たっては，次の事項に同意します。

<同意事項>

- 1 申請者や同居親族の住基情報や課税状況等の確認のため，京都市が官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めること。
- 2 京都市が対象施設に対し施設等の利用状況や利用料の支払い状況等を確認すること。

記

1 施設等利用給付認定保護者（申請者）

※ 施設等利用給付認定(変更認定)通知書に記載されている保護者の方が申請してください。

フリガナ	キョウト タロウ	認定子どもとの続柄	父	生年月日	昭和59 年 3 月 16 日
氏名	京都 太郎		現住	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	
					認定番号は，「施設等利用給付認定(変更認定)通知書」を御確認ください。 -2390

2 認定子ども（認定子どもごとに申請してください。）

フリガナ	キョウト ハナコ	認定番号	19●●●●●
氏名	京都 花子	生年月日	平成27 年 5 月 5 日

3 施設等利用費の申請内容 ※特定子ども・子育て支援提供証明書等の内容を月ごとに転記してください。

利用年月	令和元 年 10 月			
施設・事業所の名称	所在地 (京都市外の場合のみ記入)	支援の内容	利用料・保育料	
1 ▲▲▲園	■■市■■ 1-1-1	認可外保育施設	35,000 円	
2			円	利用された施設・事業所が京都市外に所在する場合は，所在地を記入してください。
3			円	
4			円	
5			円	
計			35,000 円	
申請額			35,000 円	

※ 一時預かり事業・病児保育事業の日額用の特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（兼提供証明書）及び子育て援助活動支援事業に係る援助活動の報告については，施設・事業所ごとに合算した金額を記入してください。

利用年月	令和元 年 11 月				
施設・事業所の名称	所在地 (京都市外の場合のみ記入)	支援の内容	利用料・保育料		
1 ▲▲▲園	■■市■■ 1-1-1	認可外保育施設	35,000 円		
2 △△△園		一時預かり事業	1,600 円		
3 ●●●園		病児保育事業	1,400 円	日額用の領収証（兼提供証明書）は，施設・事業所ごとに合算した金額を記入してください。	
4			円		
5			円		
計			38,000 円		
申請額			37,000 円		認可外保育施設等の申請額の月額上限は37,000円（新3号は42,000円）

※ 一時預かり事業・病児保育事業の日額用の特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（兼提供証明書）及び子育て援助活動支援事業に係る援助活動の報告については，施設・事業所ごとに合算した金額を記入してください。

利用年月	令和元 年 12 月		施設・事業所の名称	所在地 (京都市外の場合のみ記入)	支援の内容	利用料・保育料
1	▲▲▲園	■■■市■■■1-1-1			認可外保育施設	35,000 円
2	△△△園				一時預かり事業	1,000 円
3	京都市ファミリーサポートセンター				子育て援助活動支援事業	1,400 円
4						円
5						円
					計	37,400 円
					申請額	37,000 円

※ 一時預かり事業・病児保育事業の日額用の特定子
 領収証（兼提供証明書）及び子育て援助活動支援事
 については、施設・事業所ごとに合算した金額を記入してください。

ファミリーサポートセンターを
 利用された場合の支援の内容は
 「子育て支援援助活動支援事業」
 になります。

(添付書類) ※申請をされる施設・事業の利用年月ごとの全ての原本の添付が必要

【認可外保育施設，一時預かり事業，病児保育事業】

- ・ 特定子ども・子育て支援提供証明書
- ・ 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証

【子育て援助活動支援事業】

- ・ 援助活動の報告

申請書を提出する時には、利用された施設が発行した「提供証明書」と「領収証」等の原本の添付が必要です。

【施設等利用費の支給申請に関する問い合わせ先】
 京都市幼児教育・保育無償化事務集中室
 〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階
 電話：075-254-7216 【月～金（祝日除く）8時45分～17時30分】